

令和3年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月15日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	かながわボランティア活動推進基金21条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	2
3	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	3

1 かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （財産の種類等）</p> <p>第3条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金に係る債権</u></p> <p>（2） <u>次に掲げる現金</u></p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>エ 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の償還金</u></p> <p><u>オ</u>（略）</p> <p><u>カ</u> アに掲げる元金償還金、イに掲げる利子、ウに掲げる償還金及び利子、<u>エに掲げる償還金並びにオに掲げる寄附金の運用により生じた収益金</u></p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （財産の種類等）</p> <p>第3条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 債権</u></p> <p><u>ア 県が昭和63年度から平成9年度までに一般会計において神奈川県住宅供給公社に対して貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金</u></p> <p><u>イ 県が昭和53年度から平成12年度までに一般会計において市町に対して貸し付けた住宅資金市町村貸付金</u></p> <p><u>（2） 現金</u></p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>エ</u>（略）</p> <p><u>オ</u> アに掲げる元金償還金、イに掲げる利子、ウに掲げる償還金及び利子並びにエに掲げる寄附金の運用により生じた収益金</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p>

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ	横浜市金沢区柳町3番地16	平成28年1月1日から令和3年7月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ	横浜市金沢区柳町3番地16	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで	(新規)		

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1（略）	（略）	1（略）	（略）
1の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1)（略） (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を_____公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。 (3)～(32)	（略）	1の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1)（略） (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があった旨等を <u>公告し、又はインターネットの利用により公表し、</u> 及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。 (3)～(32)	（略）
1の3～25の2（略）	（略）	1の3～25の2（略）	（略）
26 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)・(2)（略） (3) <u>条例第52条の5第1項の規定により、石綿排出等作業に係る届出を受理すること。</u> (4) <u>条例第52条の5第2項の規定により、緊急に行う必要がある場合における石綿排出等作業に係る届出を受理すること。</u> (5) <u>条例第52条の6の規定により、石綿排出等作業の完了の報告を受理すること。</u> (6) <u>条例第52条の7第1項の規定により、非常の事態の</u>	市町村（横浜市及び川崎市を除き、左欄(2)に掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(2)に掲げる事務に関するものについては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(3)から(8)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務並びに左欄(22)及び(26)のうち(3)から(8)まで及び(23)	26 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)・(2)（略） （新規） （新規） （新規） （新規）	市町村（横浜市及び川崎市を除き、左欄(2) _____並びに左欄(16)及び(17)のうち(2)に掲げる事務に関するものについては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、_____ _____ _____ _____ _____

改 正		現 行	
<p>発生通報を受理事務に こと。 (7) 条例第52条の7第2項の 規定により、非常の事態の 状況等の報告を受理事務に こと。 (8) 条例第52条の7第3項の 規定により、応急の措置そ の他必要な措置をとるべき ことを命ずること。 (9)～(21) (略) (22) 条例第108条の規定によ り、(1)から(21)まで及び(23)か ら(25)までに掲げる事務に関 し、事業者又は関係人に対 し、報告を求めること。 (23) 条例第110条の2第1項 の規定により、条例第52条 から第52条の6までの規定 に違反している者等に対 し、必要な措置を講ずべき ことを勧告すること。 (24) 条例第110条の3第1項 の規定により、(23)に掲げる 事務に関し、同項に規定す る事項を公表すること。 (25) 条例第110条の3第2項 の規定により、(23)に掲げる 事務に関し、あらかじめ当 該勧告を受けた者に意見を 述べる機会を与えること。 (26) 条例第111条第1項の規 定により、(1)から(21)まで及 び(23)から(25)までに掲げる事 務に関し、職員に事業所そ の他の場所に立ち入り、施 設等を検査させ、及び関係 人に質問させること。 (27) (1)から(26)までに掲げるも ののほか条例の施行に係る 事務のうち、規則に基づく 事務で別に規則で定めるも</p>	<p>から(25)までに 掲げる事務に 関するものに あつては相模 原市、平塚市 及び藤沢市に 限り、左欄(14) から(21)までに 掲げる事務並 びに左欄(21)及 び(26)のうち(14) から(21)までに 掲げる事務に 関するものに あつては相模 原市、横須賀 市、平塚市、 鎌倉市、藤沢 市、小田原 市、茅ヶ崎 市、逗子市、 三浦市、秦野 市、厚木市、 大和市、伊勢 原市、海老名 市、座間市、 南足柄市、綾 瀬市、葉山 町、寒川町、 中井町、松田 町及び山北町 に限る。)</p>	<p>(新規) (新規) (3)～(15) (略) (16) 条例第108条の規定によ り、(1)から(15)まで に掲げる事務に関 し、事業者又は関係人に対 し、報告を求めること。 (新規) (新規) (新規) (17) 条例第111条第1項の規 定により、(1)から(15)まで に掲げる事 務に関し、職員に事業所そ の他の場所に立ち入り、施 設等を検査させ、及び関係 人に質問させること。 (18) (1)から(17)までに掲げるも ののほか条例の施行に係る 事務のうち、規則に基づく 事務で別に規則で定めるも</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 左欄(8) から(15)まで _____ 並 びに左欄(16)及 び(17)のうち(8) から(15)までに 掲げる事務に 関するものに あつては相模 原市、横須賀 市、平塚市、 鎌倉市、藤沢 市、小田原 市、茅ヶ崎 市、逗子市、 三浦市、秦野 市、厚木市、 大和市、伊勢 原市、海老名 市、座間市、 南足柄市、綾 瀬市、葉山 町、寒川町、 中井町、松田 町及び山北町 に限る。)</p>

改 正		現 行	
の		の	
27～160 (略)	(略)	27～160 (略)	(略)